

第 4 4 号議案

亀岡市消防団条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市消防団条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の項中「35,800円」を「36,400円」に、「31,400円」を「34,200円」に、「29,100円」を「32,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を次のように改めること。

改正前	部長	年額	35,800円
	班長	年額	31,400円
	団員	年額	29,100円
改正後	部長	年額	36,400円
	班長	年額	34,200円
	団員	年額	32,800円

- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行すること。